

I 推計人口の遡及修正について

1 概要

推計人口は、5年ごとに実施される国勢調査の間の人口を補うものとして算出されており、国勢調査の人口を基礎として住民基本台帳や外国人登録による出生児数、死亡者数、転入者数、転出者数などを加減する方法で求めています。一方、国勢調査の人口は、住民基本台帳等の登録の有無にかかわらず、調査時期に当該地域に常住している者を対象としており、人口のとらえ方の定義に相違があり、推計人口と国勢調査の人口との間にはどうしても差が生じます。

このため、平成17年国勢調査の確定人口が公表されたことに伴い、次のとおり推計人口を遡及修正しました。

2 遡及修正の方法

(1) 修正の単位

遡及修正は行政区ごとに、世帯数、人口男女別に行います。ただし、右京区については、旧右京区と旧京北町ごとに行い、その合算分を右京区として表章しています。また、西京区、伏見区の本所・支所分については支所分を、世帯数、人口男女別に遡及修正した後、行政区総数から支所分を差し引いた値を本所分としています。

(2) 計算の方法

平成17年国勢調査の確定人口から、平成12年国勢調査の確定人口を基礎として算出した平成17年10月1日現在の推計人口（未公表）を差し引いたものを（A）として、次の計算式により求められる値に修正しています。

$$\begin{aligned} & \text{平成12年11月1日現在の推計人口} \\ & = \text{平成12年11月1日現在の推計人口} + (A) \times 1 / 60 \quad (12\text{ヶ月} \times 5\text{年}) \\ & \text{平成12年12月1日現在の推計人口} \\ & = \text{平成12年12月1日現在の推計人口} + (A) \times 2 / 60 \\ & \quad \vdots \\ & \text{平成17年9月1日現在の推計人口} \\ & = \text{平成17年9月1日現在の推計人口} + (A) \times 59 / 60 \end{aligned}$$

3 年齢別推計人口の遡及修正の方法

遡及修正の方法は、年齢別推計人口に使用していた平成12年乖離率と今回公表された国勢調査結果により作成する平成17年乖離率を計算し、表-1のとおり各年の乖離率を計算します。

この乖離率を用いて各年の年齢別推計人口を再度計算し、推計人口により算出されている男女別に総数に一致するよう、各歳の人口構成比に応じて按分調整を行うことにより求めています。

表－1 乖離率の計算式

平成13年乖離率	=	平成12年乖離率	×	$\left(\frac{\text{平成17年乖離率}}{\text{平成12年乖離率}}\right)^{1/5}$	1/5
平成14年乖離率	=	平成12年乖離率	×	$\left(\frac{\text{平成17年乖離率}}{\text{平成12年乖離率}}\right)^{2/5}$	2/5
平成15年乖離率	=	平成12年乖離率	×	$\left(\frac{\text{平成17年乖離率}}{\text{平成12年乖離率}}\right)^{3/5}$	3/5
平成16年乖離率	=	平成12年乖離率	×	$\left(\frac{\text{平成17年乖離率}}{\text{平成12年乖離率}}\right)^{4/5}$	4/5

※ 平成12年の乖離率と平成17年の乖離率の比率の5乗根を計算して、毎年の異動率（上昇率又は減少率）を平均化しています。